

## 第1章 バリアフリー基本構想とは

### 1-1 基本構想策定の背景と目的

平成 18 年にバリアフリー<sup>※1</sup>に関する法律である「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下、「バリアフリー法<sup>※2</sup>」という。）が施行され、駅や道路とともに、建築物や都市公園等を含めた、一体的なバリアフリー化の推進が図られるようになりました。

さらに、平成 23 年には移動等円滑化<sup>※3</sup>の促進に関する国の基本方針が一部改正され、平成 32 年度末を期限として、より高い水準の新たなバリアフリーの目標が設定されました。

御殿場市では、第三次御殿場市総合計画にて「すべての人に優しいまちづくり」を基本政策の一つに掲げており、その推進のためにも、御殿場駅を中心とした地区を始めとするバリアフリー化の促進等、市の現状の課題に対応したバリアフリー基本構想を策定することが求められています。

このような背景のもと、本市においても市の中心部を対象に、バリアフリー法に基づく「御殿場市バリアフリー基本構想」（以下、「本基本構想」という。）を平成 23～24 年度にかけて策定し、誰もが安全・安心に移動できるまちづくりを目指すこととなりました。

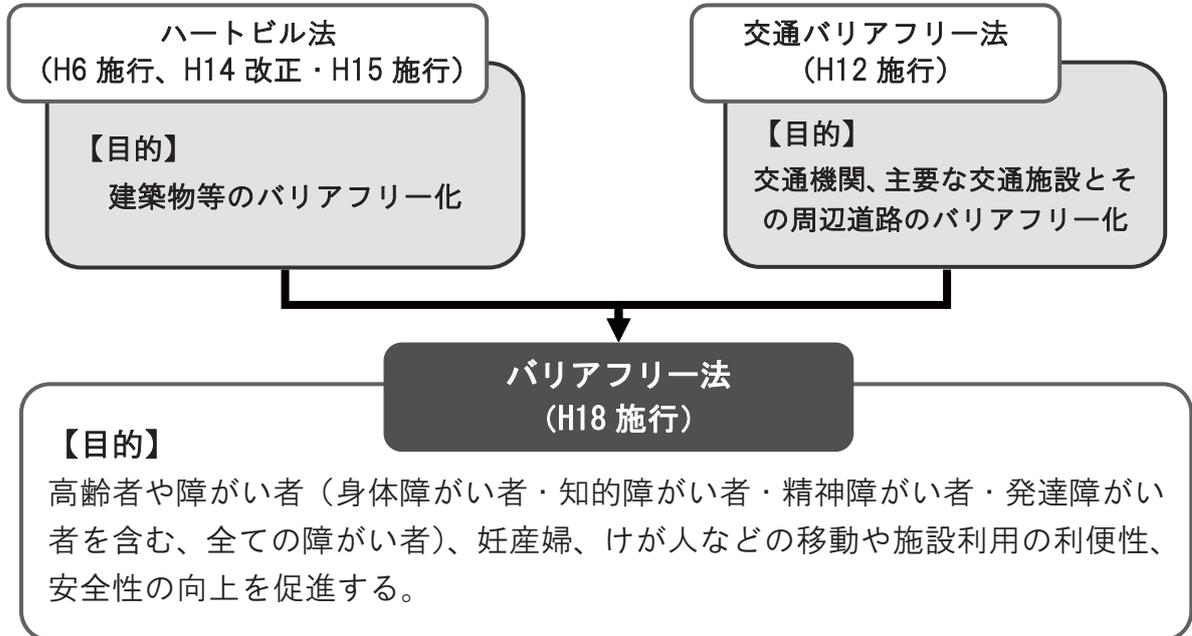
※1 バリアフリー：高齢者や障がい者等が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去(フリー)すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方。

※2 バリアフリー法：「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年 法律第 91 号）」の通称。交通バリアフリー法とハートビル法が統合される形で制定された。

※3 移動等円滑化：高齢者、障がい者等の日常生活や社会生活における移動や施設の利用の際の身体の負担を軽減し、その移動上または施設の利用上の利便性や安全性を向上させること。

1-2 バリアフリー法について

高齢者、障がい者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができる生活環境整備を目指し、移動等円滑化に関してより一体的・総合的な施策の推進を図るため、「ハートビル法<sup>※1</sup>」と「交通バリアフリー法<sup>※2</sup>」を統合・拡充した「高齢者、身体障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が平成18年12月に施行されました。



バリアフリー法は、ユニバーサルデザイン<sup>※3</sup>の考え方が盛り込まれており、ユニバーサルデザインを目指すためには、①様々な者の参画を得て意見交換をしながら、②粘り強く継続的に、③さらには、広くその必要性への理解を得ながら、「バリアフリー」の取り組みを積み重ねることになります。このような考え方を踏まえ、バリアフリー法には、具体的には次の規定が盛り込まれています。

- ①様々な段階での住民・当事者参加
- ②スパイラルアップ<sup>※4</sup>（継続的・段階的な改善）
- ③心のバリアフリー<sup>※5</sup>の促進

その他、バリアフリー法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針（平成23年改正）」では、平成32年度末を期限として、旅客施設や道路、建築物等についてバリアフリー化の具体的な目標が設定されています。

各施設の整備目標を4ページに掲載します。

※1 ハートビル法：「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成6年法律第44号）」の通称。高齢者や障がい者等、不特定多数の人々が、安心して気持ちよく利用できる心（ハート）に優しいビルディング（ビル）の建築を促進することを目的とする法律。バリアフリー法の施行に伴い、平成18年12月20日に廃止された。

※2 交通バリアフリー法：「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成12年法律第68号）」の通称。高齢者や障がい者等の公共交通機関を利用した移動の利便性・安全性の向上を促進することを目的とする法律。バリアフリー法の施行に伴い、平成18年12月20日に廃止された。

※3 ユニバーサルデザイン：障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず、多様な人が利用しやすいよう製品や建物、生活空間を設計する考え方。

※4 スパイラルアップ：具体的なバリアフリー施策などの内容について、高齢者や障がい者等、当事者の参加の下で検証し、その結果に基づいて新たな施策や措置を講じることによって、段階的・継続的な発展を図っていくこと。

※5 心のバリアフリー：建物や道路などにおける「物理的な障壁（バリア）」の他に、人の考えや気持ちなどの「こころの障壁（バリア）」があり、施設のバリアフリー整備の不完全さを補ったり、バリアフリー整備を有効に機能させる、心遣いや気配りのこと。

※バリアフリー法の概要

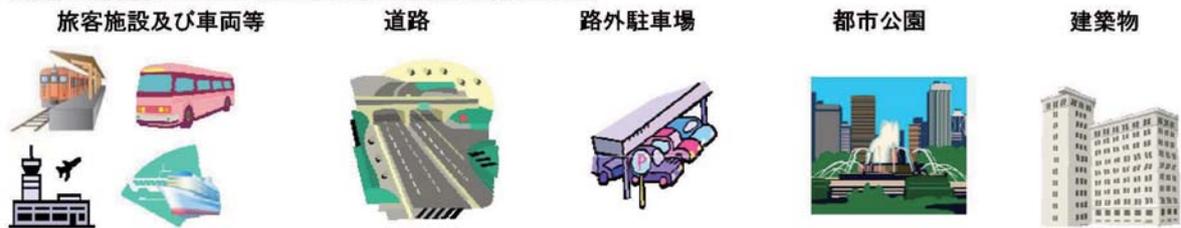
## 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (バリアフリー法)

高齢者や障がい者等の自立した日常生活や社会生活を確保するために、次の事が定められています。

- 旅客施設・車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物等のバリアフリー化基準（移動等円滑化基準<sup>※1</sup>）を策定。
- 駅を中心とした地区や、高齢者や障がい者などが利用する施設が集中する地区（重点整備地区<sup>※2</sup>）において、住民参加による重点的かつ一体的なバリアフリー化を進めるための措置などを規定。

### 公共交通施設や建築物のバリアフリー化の推進

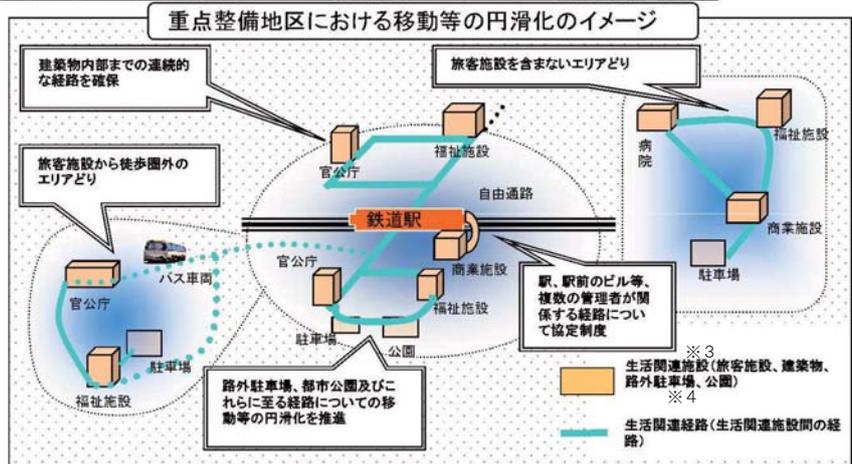
・以下の施設について、新設・改良時のバリアフリー化基準（移動等円滑化基準）への適合義務。また、既存の施設について、基準適合の努力義務 など



### 地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進

・市町村が作成する基本構想に基づき、駅を中心とした地区や、高齢者や障害者などが利用する施設が集中する地区（重点整備地区）において、重点的かつ一体的なバリアフリー化事業を実施

- ★住民等の計画段階からの参加の促進を図るための措置
- 基本構想策定時の協議会制度
  - 住民等からの基本構想の作成提案制度



### 心のバリアフリーの推進

バリアフリー化の促進に関する国民の理解・協力の促進等



出典：国土交通省 HP（一部抜粋）

※1 移動等円滑化基準：バリアフリー法に定められた、移動等円滑化に関する基準。

※2 重点整備地区：旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他高齢者、障がい者等が利用する施設が所在する一定の地区であり、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進する必要があると認められる地区。

※3 生活関連施設：高齢者、障がい者等が日常生活または社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設など。

※4 路外駐車場：道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって一般公共の用に供されるもの。

※ 各施設等の整備目標について

		現状 <sup>注2</sup> (H23年3月末)	H22年までの 目標	H32年度末までの目標	
鉄軌道	鉄軌道駅	78%	原則100% <sup>注1</sup>	○3000人以上を原則100% この場合、地域の要請及び支援の下、鉄軌道駅の構造等の制約条件を踏まえ可能な限りの整備を行う ○その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態をふまえて可能な限りバリアフリー化	
	ホームドア・可動式ホーム柵	44路線 484駅	目標なし	車両扉の統一等の技術的困難さ、停車時分の増大等のサービス低下、膨大な投資費用等の課題を総合的に勘案した上で、優先的に整備すべき駅を検討し、地域の支援の下、可能な限り設置を促進	
	鉄軌道車両	50%	約50%	約70%	
バス	バスターミナル	83%	原則100% <sup>注1</sup>	○3000人以上を原則100% ○その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化	
	乗合バス車両	ノンステップバス <sup>※1</sup>	35.5%	約30%	約70% (対象から適用除外認定車両(高速バス等)を除外)
		リフト付きバス等	3.0%	目標なし	約25% (リフト付きバス又はスロープ <sup>※6</sup> 付きバス。適用除外認定車両(高速バス等)を対象)
船舶	旅客船ターミナル	84%	原則100% <sup>注1</sup>	○3000人以上を原則100% ○離島との間の航路等に利用する公共旅客船ターミナルについて地域の実情を踏まえて順次バリアフリー化 ○その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化	
	旅客船	18%	約50%	○約50% ○5000人以上のターミナルに就航する船舶は原則100% ○その他、利用実態等を踏まえて可能な限りバリアフリー化	
航空	航空旅客ターミナル	92%	原則100% <sup>注1</sup>	○3000人以上を原則100% ○その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化	
	航空機	81%	約65%	約90%	
タクシー	福祉タクシー車両 <sup>※2</sup>	12,256台	約18,000台	約28,000台	
道路	重点整備地区内の主要な生活関連経路 <sup>※3</sup> を構成する道路	74%	原則100%	原則100%	
都市公園	移動等円滑化園路	約47%	約45%	約60%	
	駐車場	約39%	約35%	約60%	
	便所	約32%	約30%	約45%	
路外駐車場	特定路外駐車場 <sup>※4</sup>	45%	約40%	約70%	
建築物	床面積2000㎡以上の特別特定建築物 <sup>※5</sup> の床面積の総ストック	48%	約50%	約60%	
信号機等	主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等	96%	原則100%	原則100%	

注1：現行の目標については1日平均利用客数5,000人以上のものが対象

注2：旅客施設は段差解消済みの施設の比率。また、現状欄の数値は一部速報値

※1 ノンステップバス：乗降口の階段をなくし乗降を容易にしたバス車両のことで、床の高さが地上から概ね35cm以下のものを指す。さらに、空気圧で車体を下げるニーリング(車高調整)装置により車高を5～9cm程度下げることで、歩道との段差を少なく出来るものもある。

※2 福祉車両(福祉タクシー)：車いす利用者等を運ぶことができるタクシー。車いすのまま乗車できるリフト付きタクシーなどがある。

※3 生活関連経路：生活関連施設相互間の経路。

※4 特定路外駐車場：駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場であって、駐車場面積が500㎡以上かつ駐車料金を徴収するもの。

※5 特別特定建築物：不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障がい者等が利用する特定建築物<sup>※6</sup>で、施行令<sup>※7</sup>第5条各号に定める建築物(バリアフリー法第14条第3項で規定する条例で定める特定建築物を含む。)をいう。

※6 特定建築物：学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の者が利用する施行令第4条で定める建築物またはその部分をいう。

※7 施行令：「高齢者、障害者等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)」のことを指す。

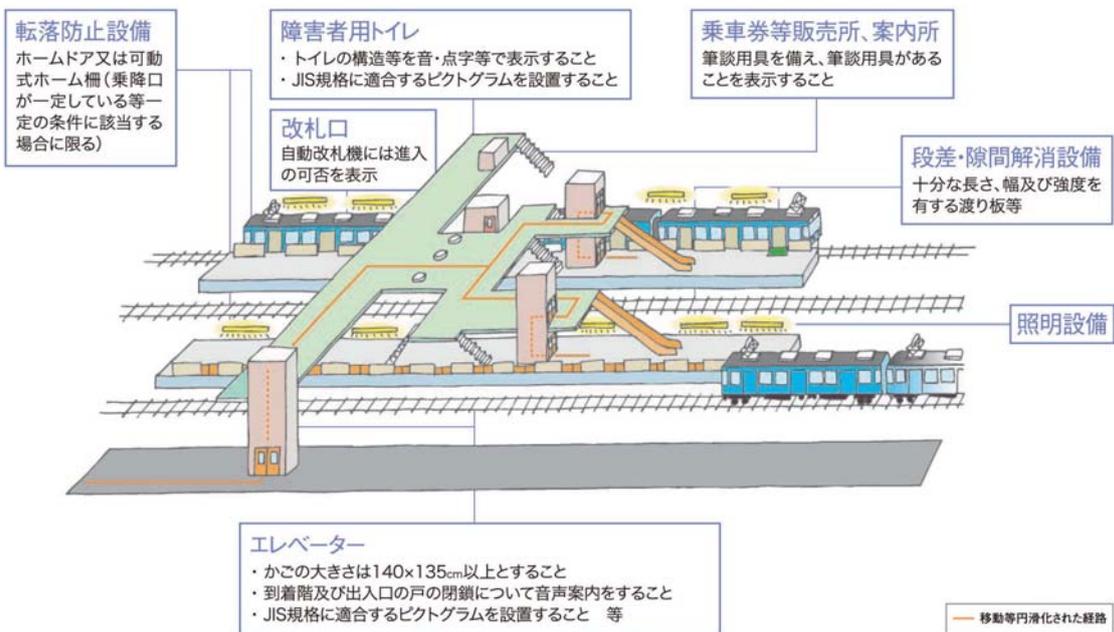
※8 スロープ：段差解消のために設置する傾斜路のこと。

バリアフリー情報BOX

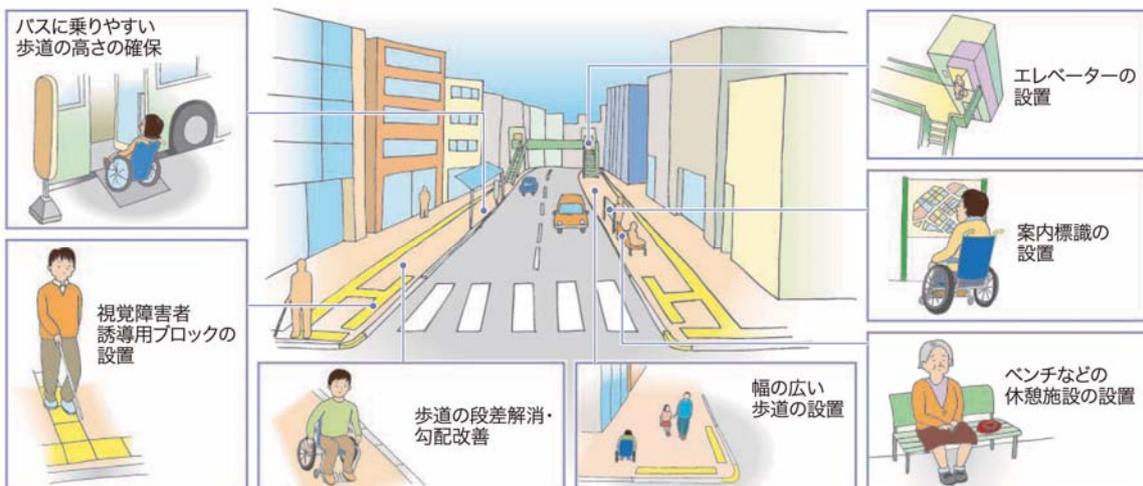
《移動等円滑化基準とは》

一定規模（2,000㎡）以上の特別特定建築物の新築等を行う場合、旅客施設の新設等や車両等を新たに導入する場合、特定道路の新設等を行う場合、特定路外駐車場を設置する場合、都市公園において特定公園施設の新設等を行う場合、それぞれバリアフリー化基準（移動等円滑化基準）への適合が義務付けられ、既存の施設においても、基準適合への努力義務が課されます。その義務付け対象となる主な基準は次のとおりです。

●公共交通機関（鉄道）



●道路



### ●路外駐車場

#### 車いす使用者用駐車施設

出入口にできるだけ近い位置に、広い幅があり、円滑に利用できる駐車スペースを設置

看板、路面表示などで表示

出入口までは、広い幅、緩い勾配であるなど、円滑に利用できる経路を確保

### ●都市公園

#### 便所

トイレは車いすを使用する方でも使いやすい

#### 管理事務所

カウンターは車いすを使用する方でも使いやすい

#### 標識

公園の案内板は出入口付近に設置

#### 園路及び広場

段差がある場合は傾斜路を併設

駐車場  
車いすを使用する方の駐車スペースを設置

移動等円滑化された経路  
主要な公園施設の例  
特定公園施設の例

#### 野外劇場

車いすを使用する方の観覧スペースを確保

#### 休憩所

出入口の段差を解消

#### 水飲場

車いすを使用する方でも使いやすい

### ●建築物

#### エレベーター

エレベーターは車いすを使用する方や目の不自由な方も利用しやすく

#### 階段

階段は手すりをつけて緩やかに

#### 出入口

玄関や部屋のドアは車いすを使用する方でも通れるように

#### 駐車場

駐車スペースは車いすを使用する方でも楽に利用できるように

#### アプローチ

出入口までは段差がないかスロープ式に

#### 浴室等

浴室やシャワー室は車いすを使用する方でも使いやすいように

#### トイレ

トイレは車いすを使用する方でも使いやすいように

#### 廊下等

廊下は車いすを使用する方や目の不自由な方も安心して楽に通れるように

#### 視覚障害者誘導用ブロック等

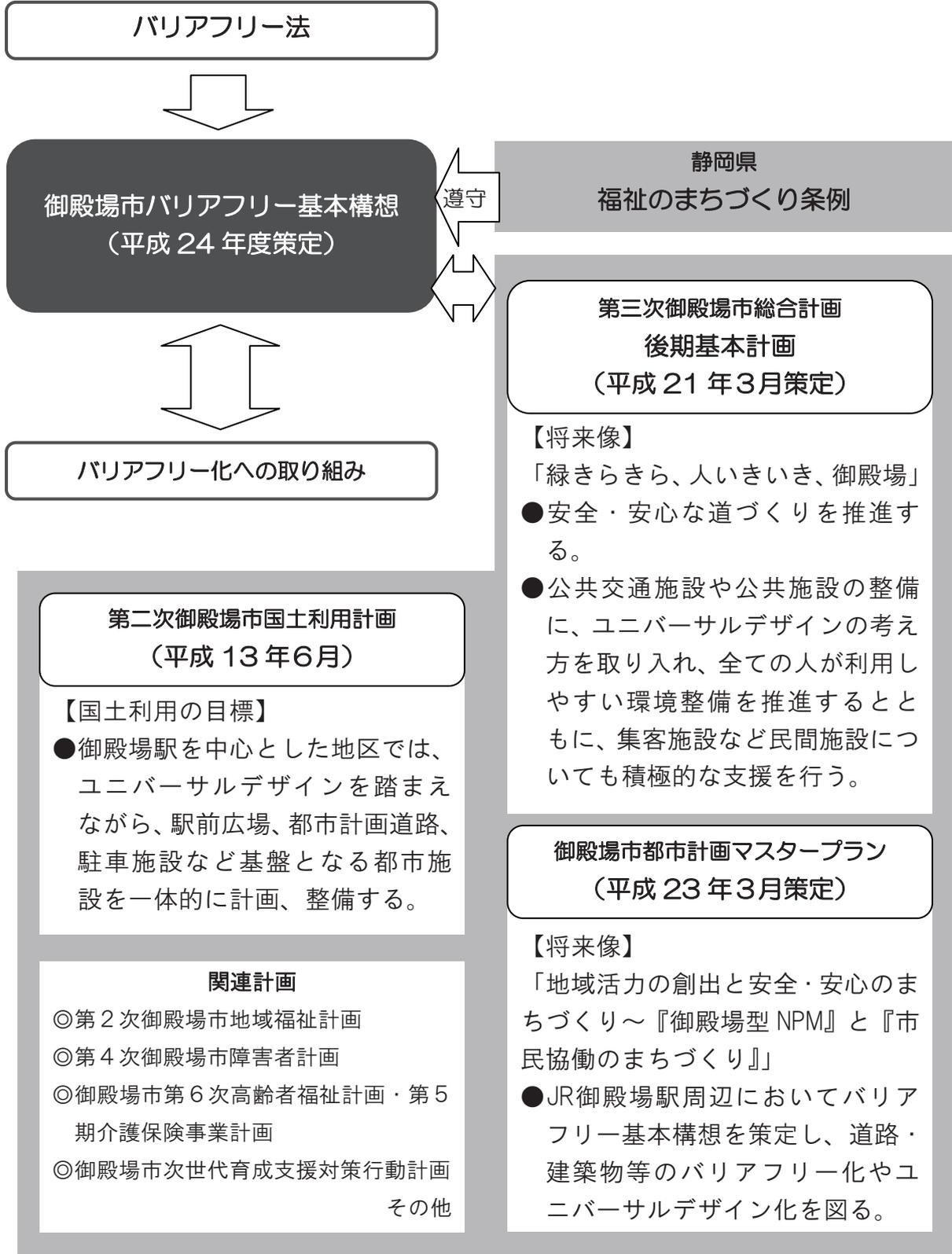
視覚障害者誘導用ブロック等で安全に

### ●信号機等

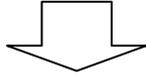
- ①信号機については、音響機能、歩行者用青時間延長機能又は経過時間表示機能を付加したもの、あるいは歩行者分離方式のものを設置する。
- ②道路標識・道路標示は、反射材料を用いるなど見やすく分かりやすいものとする。また、横断歩道には必要に応じて視覚障害者誘導用ブロックを設ける。

1-3 基本構想の位置づけ

本基本構想は、御殿場市総合計画、御殿場市都市計画マスタープラン等上位計画や、「御殿場市地域福祉計画」等の関連計画との整合を図るとともに、静岡県福祉のまちづくり条例を遵守しています。



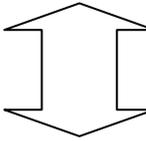
バリアフリー法



御殿場市バリアフリー基本構想  
(平成 24 年度策定)

遵守

静岡県  
福祉のまちづくり条例



バリアフリー化への取り組み

第三次御殿場市総合計画  
後期基本計画  
(平成 21 年 3 月策定)

【将来像】

- 「緑きらきら、人いきいき、御殿場」
- 安全・安心な道づくりを推進する。
  - 公共交通施設や公共施設の整備に、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、全ての人が利用しやすい環境整備を推進するとともに、集客施設など民間施設についても積極的な支援を行う。

第二次御殿場市国土利用計画  
(平成 13 年 6 月)

【国土利用の目標】

- 御殿場駅を中心とした地区では、ユニバーサルデザインを踏まえながら、駅前広場、都市計画道路、駐車施設など基盤となる都市施設を一体的に計画、整備する。

御殿場市都市計画マスタープラン  
(平成 23 年 3 月策定)

【将来像】

- 「地域活力の創出と安全・安心のまちづくり～『御殿場型 NPM』と『市民協働のまちづくり』」
- JR御殿場駅周辺においてバリアフリー基本構想を策定し、道路・建築物等のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化を図る。

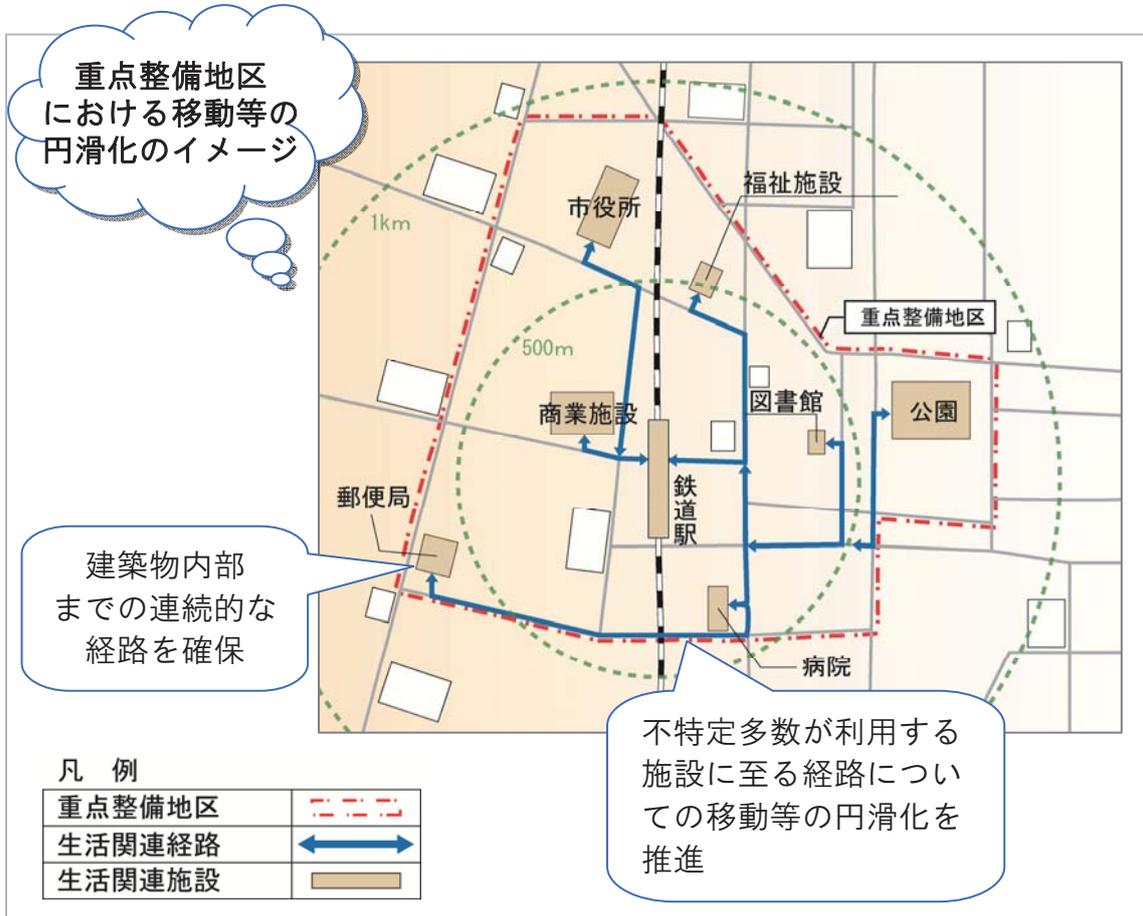
関連計画

- ◎第 2 次御殿場市地域福祉計画
- ◎第 4 次御殿場市障害者計画
- ◎御殿場市第 6 次高齢者福祉計画・第 5 期介護保険事業計画
- ◎御殿場市次世代育成支援対策行動計画
- その他

1-4 基本構想で定める内容について

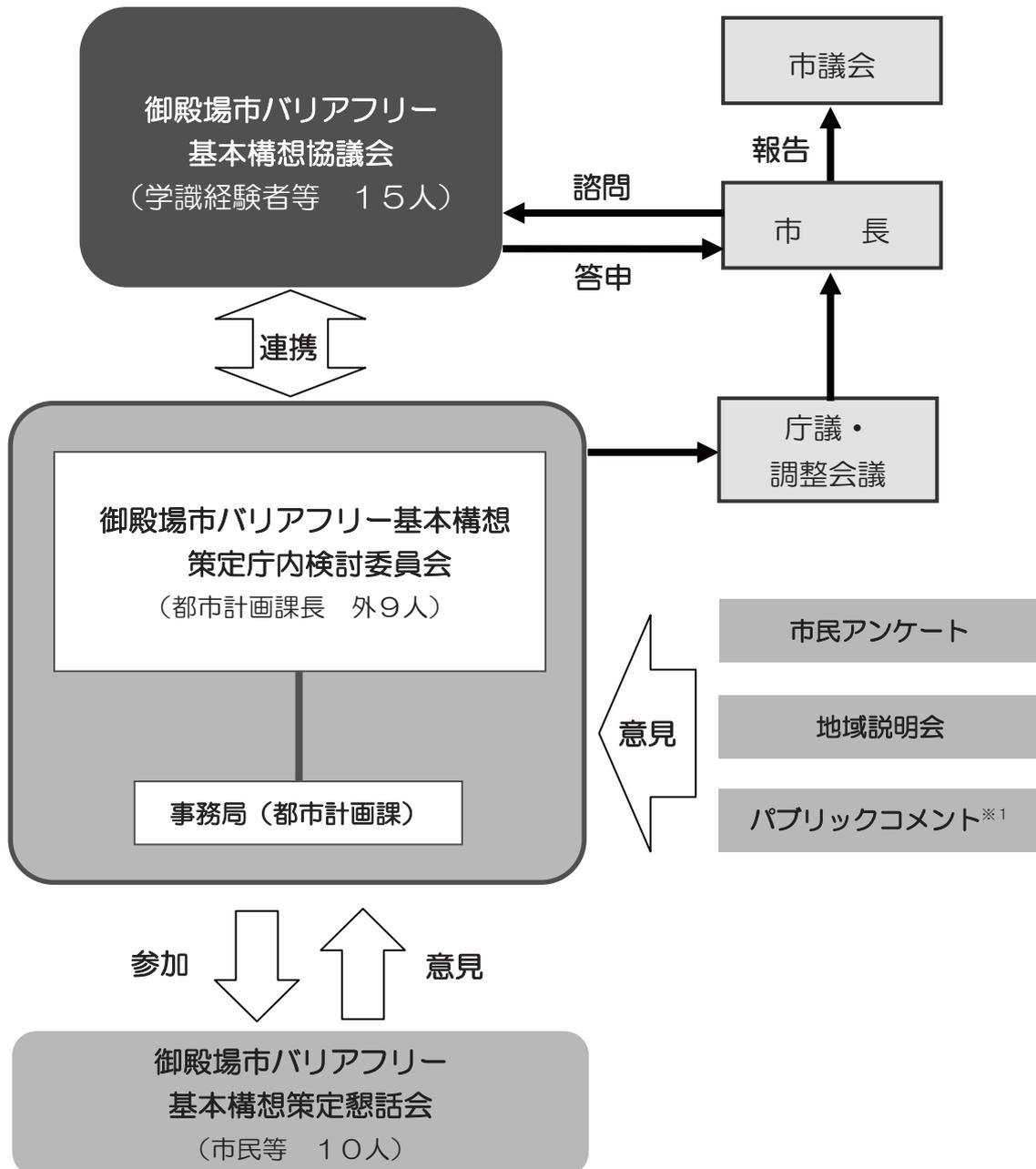
「バリアフリー基本構想」は、バリアフリー法に基づき、高齢者・障がい者等が利用する施設が集積する地区を『重点整備地区』として設定し、その地区内における駅や道路、公園、不特定多数の方が利用する建築物等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、以下の内容を定めるものです。

- ・ 重点整備地区の区域
  - ・ 重点整備地区における移動等円滑化の基本方針
  - ・ 生活関連施設：高齢者・障がい者等を含む不特定多数が利用する施設
  - ・ 生活関連経路：生活関連施設間を結ぶ主要な経路
  - ・ バリアフリー化に関する事業
- など



1-5 基本構想の策定体制について

「御殿場市バリアフリー基本構想策定庁内検討委員会」を中心に庁内における基本構想策定に関する協議・調整を図り、その内容を「御殿場市バリアフリー基本構想協議会」に対して諮問します。また、市民等により構成される「御殿場市バリアフリー基本構想策定懇話会」やアンケート調査により、住民参加の機会を確保し、基本構想へ住民の意見を反映します。



※1 パブリックコメント：通称「パブコメ」とも呼ばれ、公的な機関が条例・規則などを制定しようとするときに、広く公に（＝パブリック）に、意見・情報・改善案など（＝コメント）を求める手続きをいう。御殿場市では「みんなの声を活かす意見公募手続」という。